
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 210 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 210 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 17 日開催）において、ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性及びステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性に関する意見）

2. ステップ 4 の今後の進め方に関して、「IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点」として「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」する事務局の提案に異論はない。
3. 予想信用損失モデルの採用に伴う現行実務への影響に関する地域金融機関における懸念に関して、「実務負担に配慮」という観点は重要であると考える。
4. 発生損失モデルから予想損失モデルに移行することに関して、意見募集を踏まえて本プロジェクトに着手することが了承された時点で予想損失モデルへの移行に関する合意が得られていると考える。
5. ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性に関して、上場金融機関が適用する我が国の会計基準及び資本市場への信認の観点から説明するよりも、IFRS 第 9 号を出発点としつつ「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」する観点から適切な対応を行うことを強調した方が、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の理解が得られやすいと考える。
6. 予想信用損失モデルを採用する必要性に関して、上場している金融機関と非金融機関で考え方に違いがあるかどうかについて教えていただきたい。
7. ステップ 4 に適用可能な欧米の地域金融機関において採用されている簡便的な方法があれば教えていただきたい。

8. 「実務負担に配慮」する観点に関して、上場金融機関とは状況が異なる非上場の金融機関に対する「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」として、具体的なイメージがあれば教えていただきたい。
9. 大手金融機関と地域金融機関のビジネスモデルの違いに関する意見については、「ステップ4を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定」において考慮することがよいと考える。

(ステップ4を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定に関する意見)

債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用した SICR の判定について

10. 債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用した SICR の判定の枠組みについて、事務局の提案に賛同する。
11. 正常先のうち低い内部信用格付区分に関して、金融検査マニュアルでは、正常先については業績良好であるという要件のもとで正常先という判定をしていることを踏まえると、正常先のうち低い内部信用格付区分についても一律 SICR が生じていないとするのも一つの方法としてあり得ると考える。また、地域金融機関のビジネスモデルを踏まえると、当初認識時から正常先のうち低い内部信用格付区分である場合が相応にあると考えられるため、この観点からも一律に SICR が生じていないとみなすことが考えられる。
12. 正常先のうち低い内部信用格付区分の定義に関して、投資適格に該当しない場合には SICR が生じているとみなすことが考えられる。
13. 正常先のうち低い内部信用格付け及びその他の要注意先に区分される債権に関して、ステップ2と同様に格付遷移していない場合には SICR の判定対象外とする考え方が取れるかどうかについて確認したい。

正常先のうち低い内部信用格付区分の反証方法について

14. 正常先のうち低い内部信用格付区分とその他の要注意先で反証方法や反証の程度を変える事務局の提案に異論はない。
15. 正常先のうち低い内部信用格付区分の反証方法に関して、社内で将来的に内部信用格付けが悪化する可能性がある債務者として管理しているかどうかなどを判定基準とすることが考えられる。一方、要注意先（除く、要管理先）については、反証は難しいと感じており、反証に関する定めが厳しくなるのはやむを得ないと考える。
16. 債権グループ単位の反証方法に関して、債務者単位で総合採算が取れている場合に反証

可能とする方法が考えられる。

17. 定性的な評価として、融資の目的（例えば、地域支援など）に応じて社内で判定基準を定めることが考えられる。

期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等に対する SICR の判定について

18. 期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等に対する SICR の判定に関する事務局の提案に賛同する。
19. 実務上の適用にあたり、海外のコンシューマー・ファイナンス会社を参考とした例示を補足文書等で示すことが考えられる。
20. 債務者の財務データを保有している場合であっても、期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行っている場合には期日経過情報に基づいて SICR の判定を行うことを認めることが考えられる。

(その他の意見)

21. 要管理先を除く要注意先及び要管理先の信用リスクを見積る期間に関して、ポートフォリオの平均残存期間とすることを許容することが考えられる。

以 上